別記様式第20号（第50条関係）

第１面

第　　号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
第35条第２項において準用する同法第13条第２項の規定による立入検査証
（同第104条第１項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。）

写
真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

＿＿＿＿＿＿　　印

第２面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）
第13条　（略）
２　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収等）
第35条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
２　第13条第２項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。